

東播用水土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、農業用水の利用調整に関し、次の規程等によるものほか、適正な農業用水の供給に資するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 東播用水国営造成施設管理方法書（以下、「管理方法書」という。）
- (2) 東播用水用水管理規程（以下、「用水管理規程」という。）
- (3) 東播用水頭首工管理規程（以下、「頭首工管理規程」という。）
- (4) 東播用水揚水機場管理規程（以下、「揚水機場管理規程」という。）

(適用範囲)

第2条 この規程は、東播用水土地改良区維持管理事業計画書第1章に規定する区域について適用するものとする。

(基本事項)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（国営東播用水二期土地改良事業、県営東播用水土地改良事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農状況を勘案した上で、組合員等が組織する水利組織（以下、「水利組合等」という。）が管理する用水管理規程第14条に規定する用水管理単位ブロック（以下、「配水ブロック」という。）に存する補給ため池等の水源施設への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 水利組合等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用水調整委員会)

第5条 東播用水土地改良区規約第26条に規定する用水調整委員会は、農業用水の円滑な配水を期するため、委員会処務規定第2条第2項に規定する事項について審議する。

第6条 理事長は、用水管理規程第17条及び第18条に規定する、組合員の意見を代表する水利委員、水利委員会の委員長及び副委員長（以下、「水利委員等」という。）を任命したときは、理事会に報告しなければならない。

2 水利組合等の都合により水利委員等が欠けた場合、補欠により選任された委員等の任期は、用水管理規程第16条の規定により前任者の残任期間とする。

第2章 配水計画

(配水計画)

第7条 配水計画は、理事会の付議事項とする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 淡河頭首工、亀の井頭首工における最大取水量及び取水期間
- (2) 路線別（大沢第1段揚水機場、北神戸第1段揚水機場を含む。）の年間取水計画
- (3) 配水ブロックへの配水方法
- (4) その他必要な事項

(諮問及び答申)

第8条 理事長は、渇水等により平常時と異なる配水計画を定め、異例の措置を講じる必要があるときは、用水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用水調整委員会は、前項の諮問に応じて、管理方法書第2条に規定する水系合同水利調整会議（以下、「水利調整会議」という。）に諮ったうえで、その決定事項を答申するものとする。

(意見聴取)

第9条 土地改良区は、路線別水利委員会において、必要に応じて水利委員等から各配水ブロックにおける配水方法についての意見を聴取し、配水計画案を作成するものとする。

2 水利委員等は、配水ブロック内にある組合員から聞き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

第10条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて関係機関の意見を聴取することができる。

(周知)

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、東播用水土地改良区定款第6条に規定する公告、又は区報、路線別水利委員会に示すなどの方法をもって組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(問い合わせ先)

第12条 農業用水の利用調整に関する問い合わせ先は、路線別水利委員会委員長（以下、「委員長」という。）とする。

- 2 委員長は、農業用水の利用の調整に関する問い合わせを受けたときは、土地改良区に報告するものとする。
- 3 土地改良区は、委員長から報告があった事項について、必要に応じ回答の上、対応するものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。